

甲州市公告第1号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する

令和5年3月29日

甲州市長 鈴木 幹夫

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	整理番号	大字	字	地番	林班	登記面積 (ha)	経営管理権の 存続期間(始)	経営管理権の 存続期間(至)
別紙一覧表のとおり								

2 縦覧場所

甲州市役所 農林振興課

甲州市ホームページ

3 本公告により、甲州市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

No.	整理番号	大字	字	地番	林班	登記面積 (ha)	経営管理権の存続期間(始)	経営管理権の存続期間(至)
1	R4第03号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 0 7	203	0.3418	令和5年3月29日	令和10年3月31日
2	R4第04号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 0 - 1 7	203	0.6099	令和5年3月29日	令和10年3月31日
3	R4第05号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 1 6 - 1	203	0.1193	令和5年3月29日	令和10年3月31日
4	R4第05号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 1 6 - 3	203	0.1259	令和5年3月29日	令和10年3月31日
5	R4第06号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 1 - 2	203	0.1651	令和5年3月29日	令和10年3月31日
6	R4第06号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 1 - 3	203	0.203	令和5年3月29日	令和10年3月31日
7	R4第06号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 1 - 9	203	0.1897	令和5年3月29日	令和10年3月31日
8	R4第06号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 2 - 8	203	0.0908	令和5年3月29日	令和10年3月31日
9	R4第06号	甲州市勝沼町菱山	上菱久保	5 3 6 4 - 1	203	0.3118	令和5年3月29日	令和10年3月31日
10	R4第06号	甲州市勝沼町菱山	上菱久保	5 3 6 4 - 5	203	0.0484	令和5年3月29日	令和10年3月31日
11	R4第07号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 0 - 2 2	203	0.2261	令和5年3月29日	令和10年3月31日
12	R4第07号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 1 - 1 0	203	0.285	令和5年3月29日	令和10年3月31日
13	R4第07号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 1 - 8	203	0.0599	令和5年3月29日	令和10年3月31日
14	R4第08号	甲州市勝沼町菱山	北堂日影	5 3 4 8 - 1	203	0.455	令和5年3月29日	令和10年3月31日
15	R4第08号	甲州市勝沼町菱山	北堂日影	5 3 4 8 - 2	203	0.008	令和5年3月29日	令和10年3月31日
16	R4第09号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 3 - 1 4	203	0.3523	令和5年3月29日	令和10年3月31日
17	R4第09号	甲州市勝沼町菱山	滝ノ沢日向	5 5 0 0 - 1 3	203	0.4	令和5年3月29日	令和10年3月31日
18	R4第10号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 1 - 4	203	0.0969	令和5年3月29日	令和10年3月31日
19	R4第10号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 2 - 1 1	203	0.2684	令和5年3月29日	令和10年3月31日
20	R4第10号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 7 - 9	203	0.4046	令和5年3月29日	令和10年3月31日
21	R4第10号	甲州市勝沼町菱山	上菱久保	5 3 6 3 - 1	203	0.1321	令和5年3月29日	令和10年3月31日
22	R4第10号	甲州市勝沼町菱山	上菱久保	5 3 6 3 - 3	203	0.006	令和5年3月29日	令和10年3月31日
23	R4第10号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 0 8	203	0.1019	令和5年3月29日	令和10年3月31日
24	R4第11号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 0 - 2 0	203	0.5044	令和5年3月29日	令和10年3月31日
25	R4第12号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 0 4 - 1	203	0.0919	令和5年3月29日	令和10年3月31日
26	R4第13号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 0 9	203	0.0501	令和5年3月29日	令和10年3月31日
27	R4第14号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 8 - 4	203	0.3372	令和5年3月29日	令和10年3月31日
28	R4第14号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 9 - 3	203	0.8386	令和5年3月29日	令和10年3月31日
29	R4第14号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 9 - 5	203	0.27	令和5年3月29日	令和10年3月31日
30	R4第15号	甲州市勝沼町菱山	北堂日影	5 3 4 9	203	0.8075	令和5年3月29日	令和10年3月31日
31	R4第16号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 6 0	203	0.0276	令和5年3月29日	令和10年3月31日
32	R4第16号	甲州市勝沼町菱山	上菱久保	5 3 6 1	203	0.1493	令和5年3月29日	令和10年3月31日
33	R4第17号	甲州市勝沼町菱山	上土地洞	5 4 0 3 - 1	203	0.1294	令和5年3月29日	令和10年3月31日
34	R4第18号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 7 - 1	203	0.6036	令和5年3月29日	令和10年3月31日
35	R4第19号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 2 - 1 0	203	0.2895	令和5年3月29日	令和10年3月31日
36	R4第20号	甲州市勝沼町菱山	伊羅久保日影	5 3 5 7 - 5	203	0.5791	令和5年3月29日	令和10年3月31日
37	R4第21号	甲州市勝沼町菱山	大洞日影	5 3 5 0 - 1 5	203	0.1986	令和5年3月29日	令和10年3月31日

計 3 7 筆

9.8787 ha

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	R 4 第03号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経 営 管 理 権 の 始 期	経 営 管 理 権 の 存 続 期 間 (終 期) (B)	経 営 管 理 権 に 基 づ い て 行 わ れる 経 営 管 理 の 内 容 (C)	木 材 の 販 売 に よ る 収 益 か ら 伐 採 等 に 要 す る 経 費 を 控 除 し て な お 利 益 が あ る 場 合 に お い て 甲 に 支 払 わ れ る べ き 金 銭 (D) の 額 の 算 定 方 法	乙 が 甲 に D を 支 払 う べ き 時 期 、 相 手 方 及 び 方 法	備 考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	登 記 面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢								
1	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5 4 0 7	203	5407	山林	0.3418	ヒノキ	55	公告の あつた 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、甲州市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回実施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。 また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に1回は、目視による巡視を行う。 経営管理実施権の設定は行わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営管理事業を行うものとし、乙は間伐材の搬出・販売は行わない。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法は行わない。	経営管理権設定区域は別添図面のとおり。			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5407	203	5407	山林	0.3418	ヒノキ	55					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4 第04号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5350-17	203	5350-17	山林	0.6099	ヒノキ	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5350-17	203	5350-17	山林	0.6099	ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙） 住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R 4 第05号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫	(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字上土地洞	5 4 1 6 - 1	203	5 4 1 6 - 1	山林	0.1193	ヒノキ	60	2028年 3月31日 まで 公告の あった 日から	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2	甲州市勝沼町菱 山字上土地洞	5 4 1 6 - 3	203	5 4 1 6 - 3	山林	0.1259	ヒノキ	60						
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5 4 1 6 - 1	203	5 4 1 6 - 1	山林	0.1193	ヒノキ	60					
2	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5 4 1 6 - 3	203	5 4 1 6 - 3	山林	0.1259	ヒノキ	60					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R 4 第06号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字上菱久保	5 3 6 4 - 1	203	5 3 6 4 - 1	山林	0.3118	ヒノキ	60	公告の あつた 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2	甲州市勝沼町菱 山字上菱久保	5 3 6 4 - 5	203	5 3 6 4 - 5	山林	0.0484	ヒノキ	60						
3	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5 3 5 1 - 3	203	5 3 5 1 - 3	山林	0.2030	ヒノキ	60						
4	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5 3 5 1 - 2	203	5 3 5 1 - 2	山林	0.1651	ヒノキ	60						
5	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5 3 5 2 - 8	203	5 3 5 2 - 8	山林	0.09	ヒノキ	60						
6	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5 3 5 1 - 9	203	5 3 5 1 - 9	山林	0.19	ヒノキ	60						
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字上菱久保	5 3 6 4 - 1	203	5 3 6 4 - 1	山林	0.3118	ヒノキ	60					
2	甲州市勝沼町菱山字上菱久保	5 3 6 4 - 5	203	5 3 6 4 - 5	山林	0.0484	ヒノキ	60					
3	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5 3 5 1 - 3	203	5 3 5 1 - 3	山林	0.2030	ヒノキ	60					
4	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5 3 5 1 - 2	203	5 3 5 1 - 2	山林	0.1651	ヒノキ	60					
5	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5 3 5 2 - 8	203	5 3 5 2 - 8	山林	0.0908	ヒノキ	60					
6	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5 3 5 1 - 9	203	5 3 5 1 - 9	山林	0.1897	ヒノキ	60					
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上) 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所 (同上) XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4 第07号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5350-22	203	5350-22	山林	0.2261	ヒノキ	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5351-8	203	5351-8	山林	0.0599	ヒノキ その他広	60						
3	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5351-10	203	5351-10	山林	0.2850	ヒノキ	60						
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5350-22	203	5350-22	山林	0.2261	ヒノキ	60					
2	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5351-8	203	5351-8	山林	0.0599	ヒノキ その他広	60					
3	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5351-10	203	5351-10	山林	0.2850	ヒノキ	60					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字北堂日影	5348-1	203	5348-1	山林	0.4550	ヒノキ	50					
2	甲州市勝沼町菱山字北堂日影	5348-2	203	5348-2	山林	0.0080	スギ	60					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
---	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	R4 第09号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5353-14	203	5353-14	山林	0.3523	ヒノキ	50	公告の あつた 日から 2028年 3月31日 まで 乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。				
2	甲州市勝沼町菱 山字滝ノ沢日向	5500-13	203	5500-13	山林	0.4000	ヒノキ	50								
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5353-14	203	5353-14	山林	0.3523	ヒノキ	50					
2	甲州市勝沼町菱山字滝ノ沢日向	5500-13	203	5500-13	山林	0.4000	ヒノキ	50					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
---	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番 号	R4 第10号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の 始期	経営管理権の 存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 5 7 - 9	203	5 3 5 7 - 9	山林	0.4046	ヒノキ その他広	55	<p>乙は、森林の多面的機能を発揮させるため、甲州市森林整備計画に基づき、存続期間中に次の施業を1回実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、立木への獣害ネットの設置 <p>伐採は林分・林地の状態を把握したうえで、生物多様性及び山腹崩壊等の災害リスクに考慮し、実施するものとする。</p> <p>また、気象害及び病虫害獣害の確認のため、存続期間中に1回は、目視による巡視を行う。</p> <p>経営管理実施権の設定は行わない。</p>	<p>経営管理権に基づき乙が市町村森林経営管理事業を行うものとし、乙は間伐材の搬出・販売は行わない。</p>	<p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	<p>経営管理権設定区域は別添図面のとおり。</p>				
2	甲州市勝沼町菱 山字上土地洞	5 4 0 8	203	5 4 0 8	山林	0.1019	ヒノキ	60								
3	甲州市勝沼町菱 山字上菱久保	5 3 6 3 - 1	203	5 3 6 3 - 1	山林	0.1321	ヒノキ	60								
4	甲州市勝沼町菱 山字上菱久保	5 3 6 3 - 3	203	5 3 6 3 - 3	山林	0.0060	ヒノキ	60								
5	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5 3 5 1 - 4	203	5 3 5 1 - 4	山林	0.0969	ヒノキ その他広	55								
6	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5 3 5 2 - 1 1	203	5 3 5 2 - 1 1	山林	0.2684	ヒノキ その他広	55								
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5357-9	203	5357-9	山林	0.4046	ヒノキ その他広	55					
2	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5408	203	5408	山林	0.1019	ヒノキ	60					
3	甲州市勝沼町菱山字上菱久保	5363-1	203	5363-1	山林	0.1321	ヒノキ	60					
4	甲州市勝沼町菱山字上菱久保	5363-3	203	5363-3	山林	0.0060	ヒノキ	60					
5	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5351-4	203	5351-4	山林	0.0969	ヒノキ その他広	55					
6	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5352-11	203	5352-11	山林	0.2684	ヒノキ その他広	55					
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
--	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4 第11号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5350-20	203	5350-20	山林	0.5044	ヒノキ その他広	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5350-20	203	5350-20	山林	0.5044	ヒノキ その他広	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）



- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R 4 第12号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字上土地洞	5 4 0 4 - 1	203	5 4 0 4 - 1	山林	0.0919	スギ ヒノキ カラマツ	60	2028年 3月31日 まで 公告の あつた 日から	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・スギ人工林：間伐 ・ヒノキ人工林：間伐 ・カラマツ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5404-1	203	5404-1	山林	0.0919	スギ ヒノキ カラマツ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
--	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R 4 第13号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字上土地洞	5 4 0 9	203	5 4 0 9	山林	0.0501	ヒノキ	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5409	203	5409	山林	0.0501	ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	R 4 第14号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管理権の 始期	経営管理権の 存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 5 9 - 3	203	5 3 5 9 - 3	山林	0. 8386	スギ ヒノキ	60	2028年 3月31日 まで 公告の あつた 日から 経営管理 実施権の 設定は行 わない。	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・スギ人工林：間伐 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 5 9 - 5	203	5 3 5 9 - 5	山林	0. 2700	ヒノキ	60								
3	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 5 8 - 4	203	5 3 5 8 - 4	山林	0. 3372	ヒノキ	60								
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5 3 5 9 - 3	203	5 3 5 9 - 3	山林	0.8386	スギ ヒノキ	60					
2	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5 3 5 9 - 5	203	5 3 5 9 - 5	山林	0.2700	ヒノキ	60					
3	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5 3 5 8 - 4	203	5 3 5 8 - 4	山林	0.3372	ヒノキ	60					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3） （A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - （4） （A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R 4 第15号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	甲州市勝沼町菱 山字北堂日影	5 3 4 9	203	5 3 4 9	山林	0.8075	ヒノキ	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。		
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字北堂日影	5349	203	5349	山林	0.8075	ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	R 4 第16号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	登 記 面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 6 0	203	5 3 6 0	山林	0.0276	ヒノキ	60	2028年 3月31日 まで 公告の あつた 日から	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2	甲州市勝沼町菱 山字上菱久保	5 3 6 1	203	5 3 6 1	山林	0.1493	ヒノキ	60								
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5360	203	5360	山林	0.0276	ヒノキ	60					
2	甲州市勝沼町菱山字上菱久保	5361	203	5361	山林	0.1493	ヒノキ	60					
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
---	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	R 4 第17号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経 営 管 理 権 の 始 期	経 営 管 理 権 の 存 続 期 間 (終期) (B)	経 営 管 理 権 に 基 づ い て 行 わ れる 経 営 管 理 の 内 容 (C)	木 材 の 販 売 に よ る 収 益 か ら 伐 採 等 に 要 す る 経 費 を 控 除 し て な お 利 益 が あ る 場 合 に お い て 甲 に 支 払 わ れ る べ き 金 銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備 考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	登 記 面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字上土地洞	5 4 0 3 - 1	203	5 4 0 3 - 1	山林	0.1294	ヒノキ	60	公告の あつた 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字上土地洞	5403-1	203	5403-1	山林	0.1294	ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
---	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	R 4 第18号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	登 記 面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 5 7 - 1	203	5 3 5 7 - 1	山林	0.6036	ヒノキ その他広	60	2028年 3月31日 まで 公告の あつた 日から	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙から甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5 3 5 7 - 1	203	5 3 5 7 - 1	山林	0.6036	ヒノキ その他広	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
---	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	R4 第19号	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫		(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 始期	経営管理権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5352-10	203	5352-10	山林	0.2895	ヒノキ	60	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。	
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5352-10	203	5352-10	山林	0.2895	ヒノキ	60					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上）

- （記載注意）
- この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
 - (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 番	理 号	R 4 第20号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
			経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番 号	所 在	地 番	林 班	小 班	地 目	登 記 面 積 ha	現 況 樹 種	現 況 林 齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字伊羅久保日 影	5 3 5 7 -5	203	5 3 5 7 -5	山林	0.5791	ヒノキ その他広	55	2028年 3月31日 まで 公告の あつた 日から	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字伊羅久保日影	5 3 5 7 - 5	203	5 3 5 7 - 5	山林	0.5791	ヒノキ その他広	55					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
--	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	R 4 第21号	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称) 甲州市長 鈴木 幹夫			(所在地) 山梨県甲州市塩山上於曾1085-1				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)							(氏名又は名称)			(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)											経営管 理権の 始期	経営管理 権の存続 期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	登記面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	甲州市勝沼町菱 山字大洞日影	5350-15	203	5350-15	山林	0.1986	ヒノキ その他広	55	公告の あった 日から 2028年 3月31日 まで	乙は、森林の多面的機能を 発揮させるため、甲州市森 林整備計画に基づき、存続 期間中に次の施業を1回実 施する。 ・ヒノキ人工林：間伐 ・獣害被害が著しい場合、 立木への獣害ネットの設置 伐採は林分・林地の状態を 把握したうえで、生物多様 性及び山腹崩壊等の災害リ スクに考慮し、実施するも のとする。 また、気象害及び病虫獣害 の確認のため、存続期間中 に1回は、目視による巡視 を行う。 経営管理実施権の設定は行 わない。	経営管理権に基づき乙が市町村森林経営 管理事業を行うものとし、乙は間伐材の 搬出・販売は行わない。	乙が甲に対し て金銭の支払い は行わない。	経営管理権 設定区域は 別添図面の とおり。			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	甲州市勝沼町菱山字大洞日影	5350-15	203	5350-15	山林	0.1986	ヒノキ その他広	55					
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙）</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者（甲）</p>	<p>住 所（同上） 甲州市長 鈴木 幹夫</p> <p>住 所（同上） XXXXXXXXXX</p>
--	---

- （記載注意）（1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより「保育」を実施すること。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

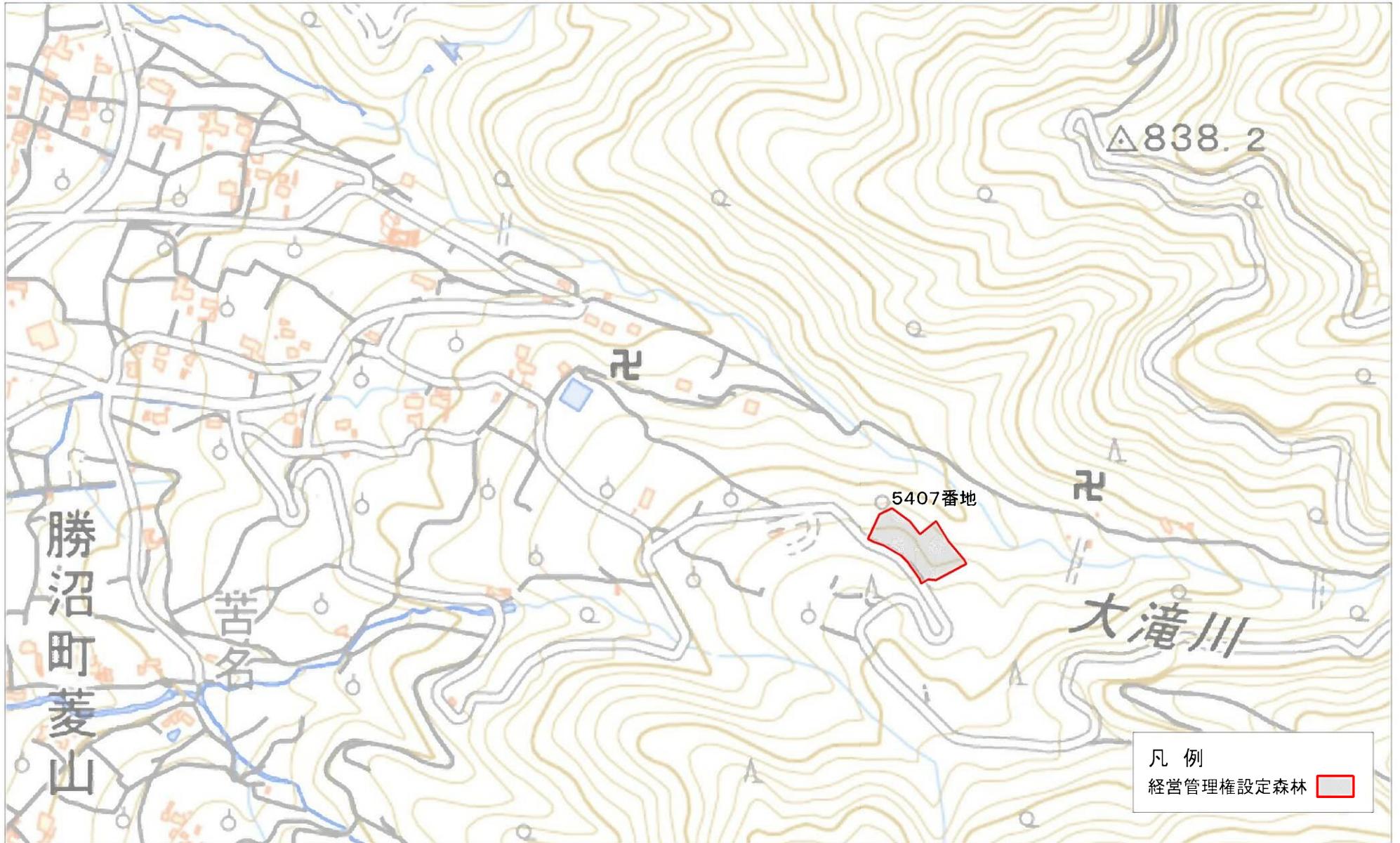
① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

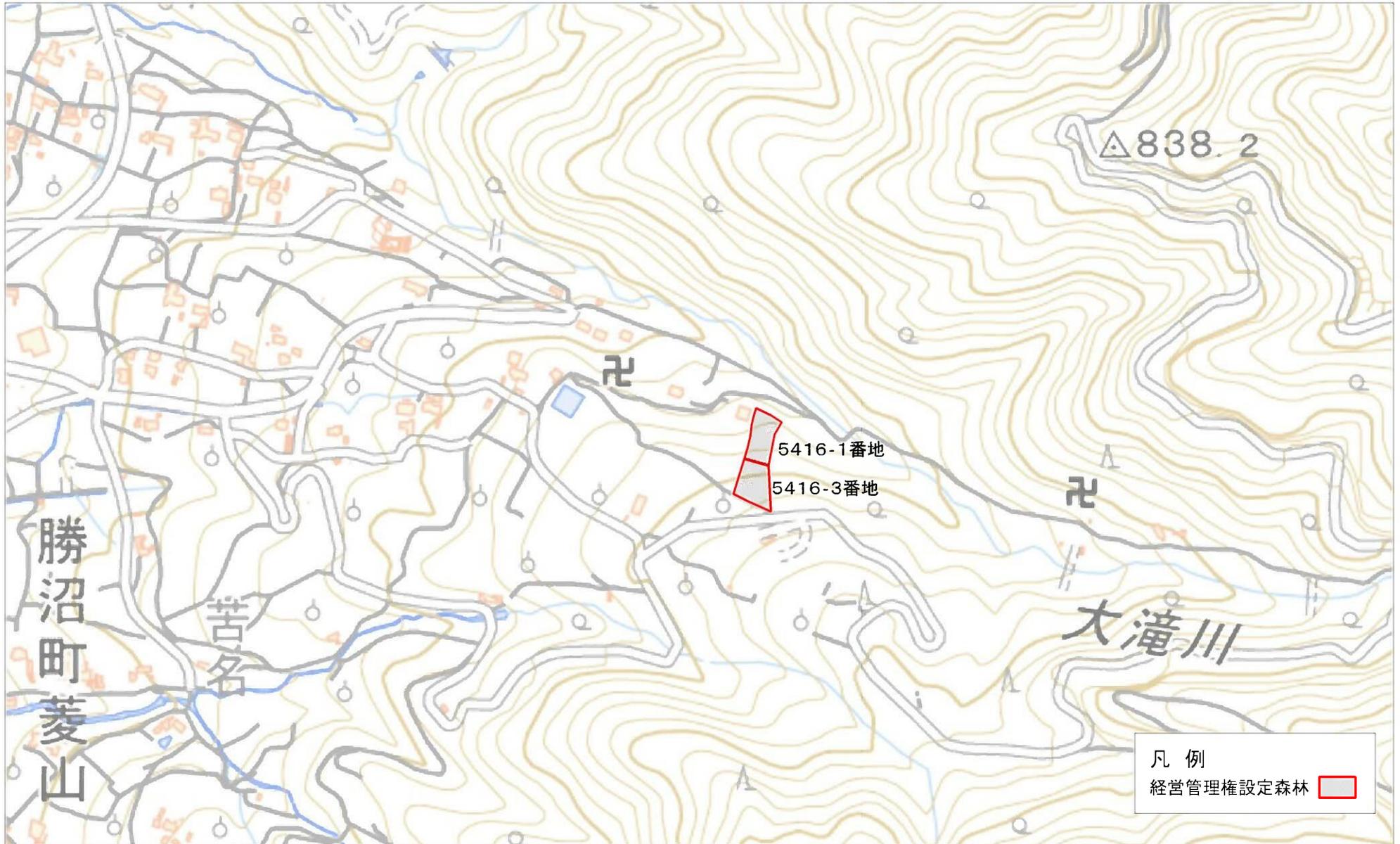
R4第03号 位置図



R4第04号 位置図



R4第05号 位置図



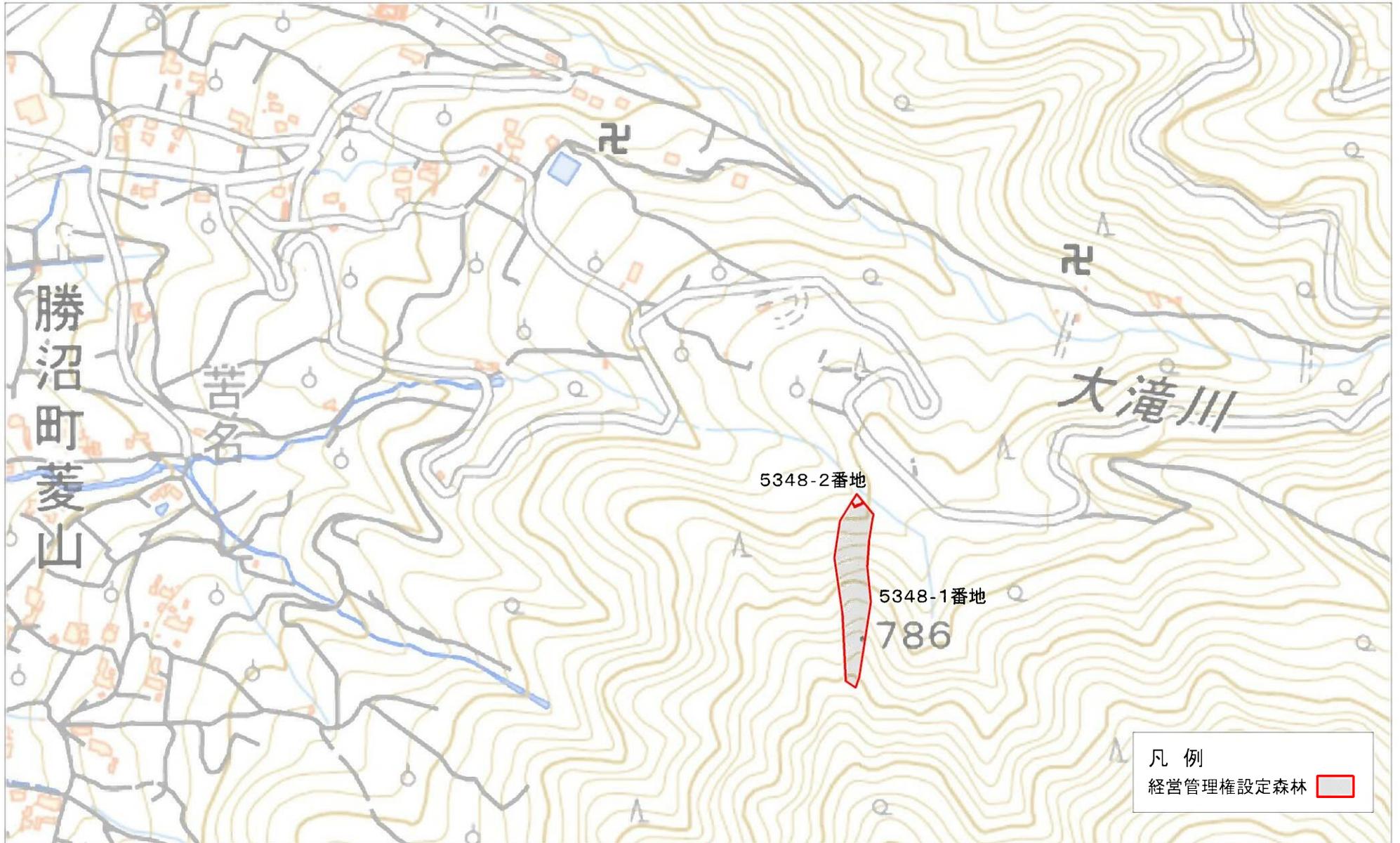
R4第06号 位置図



R4第07号 位置図



R4第08号 位置図



R4第09号 位置図



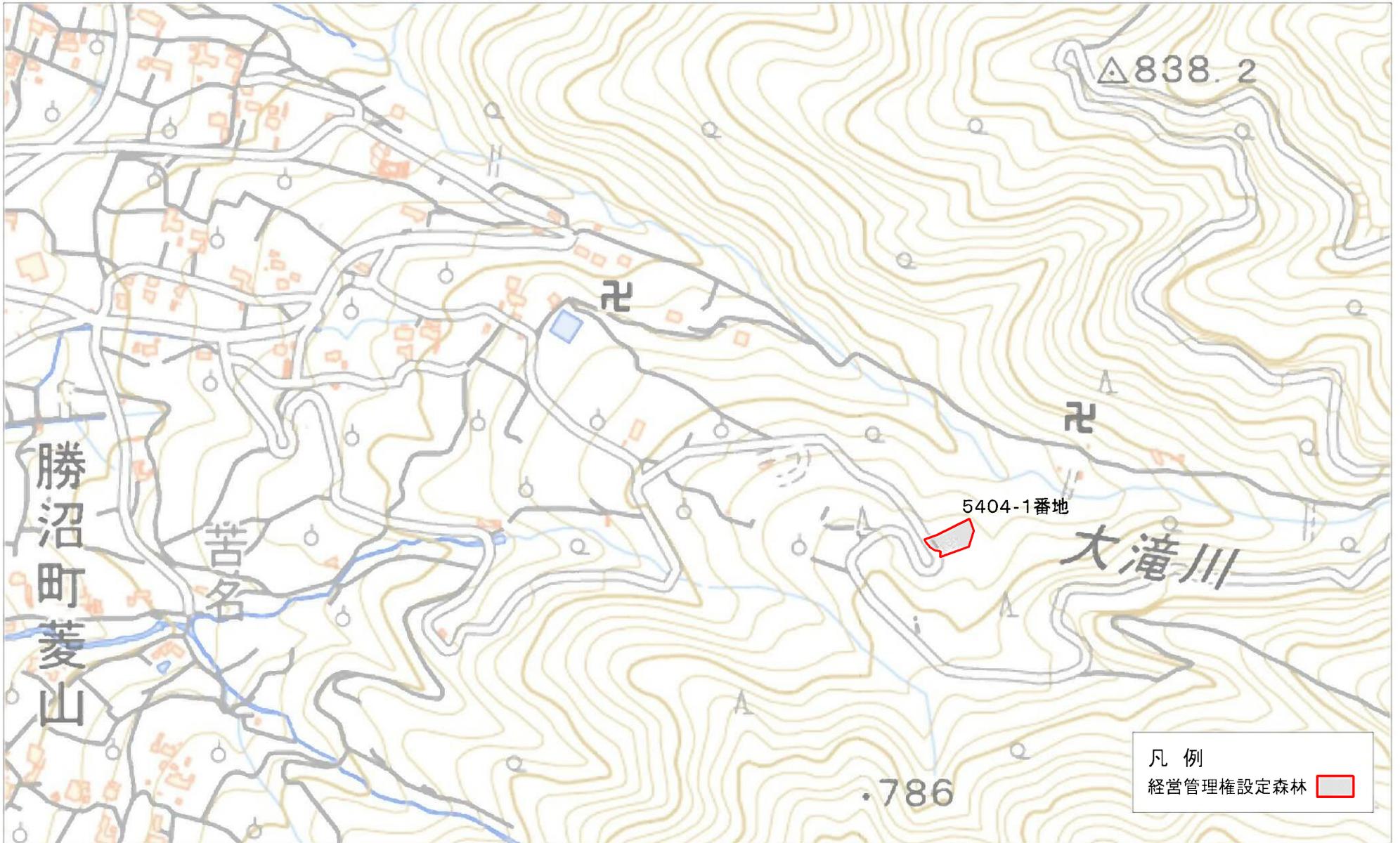
R4第10号 位置図



R4第11号 位置図



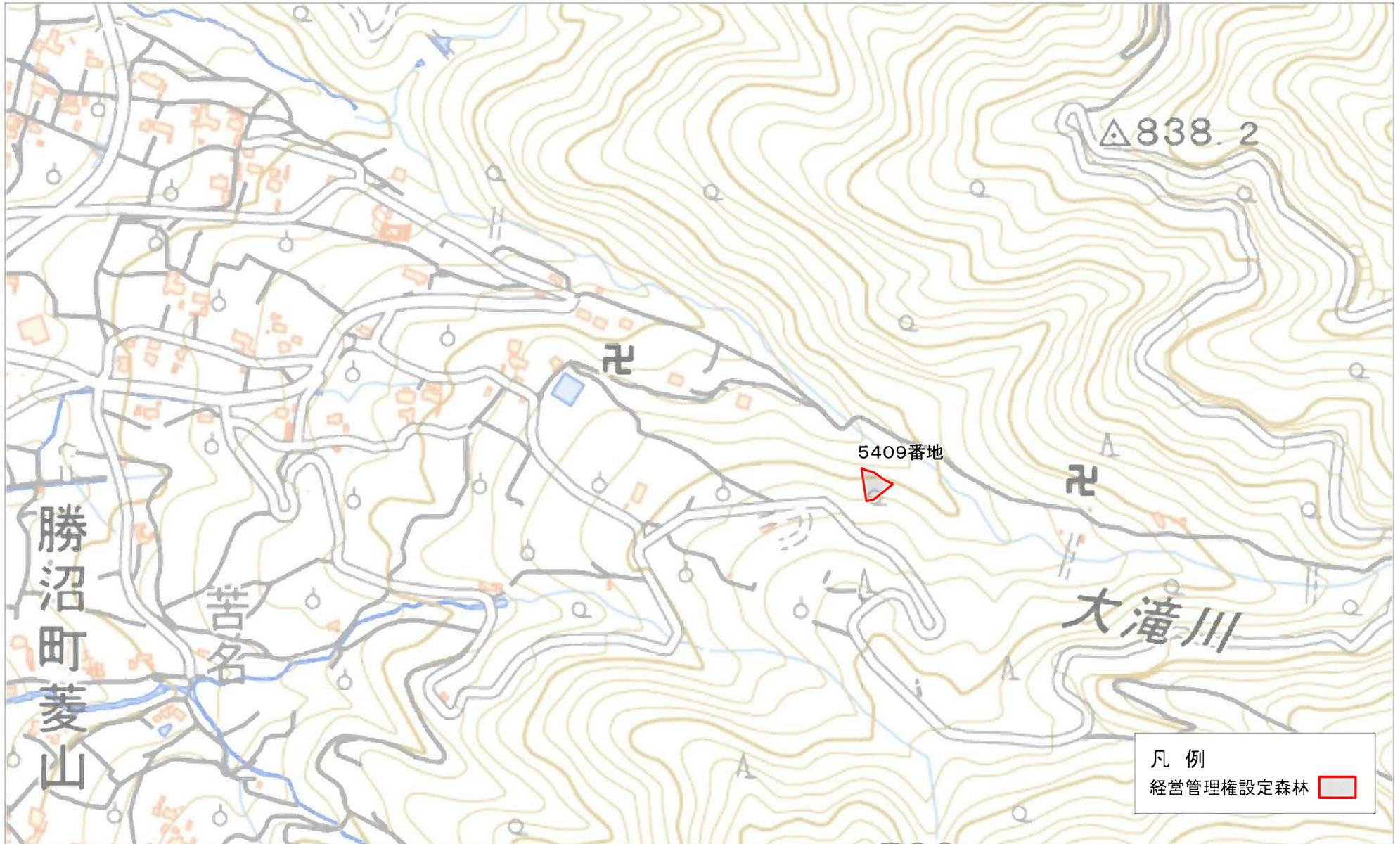
R4第12号 位置図



凡例
経営管理権設定森林 



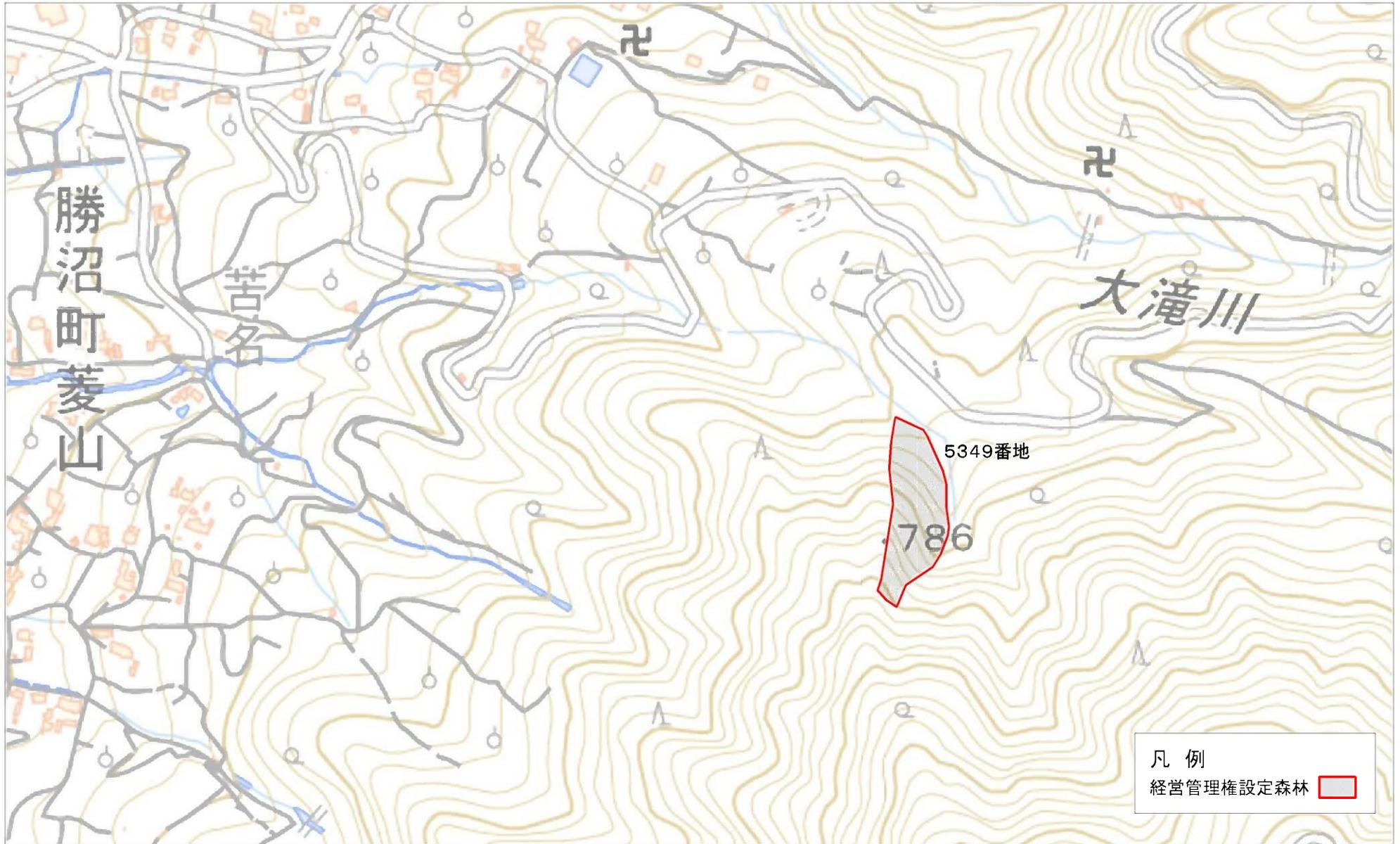
R4第13号 位置図



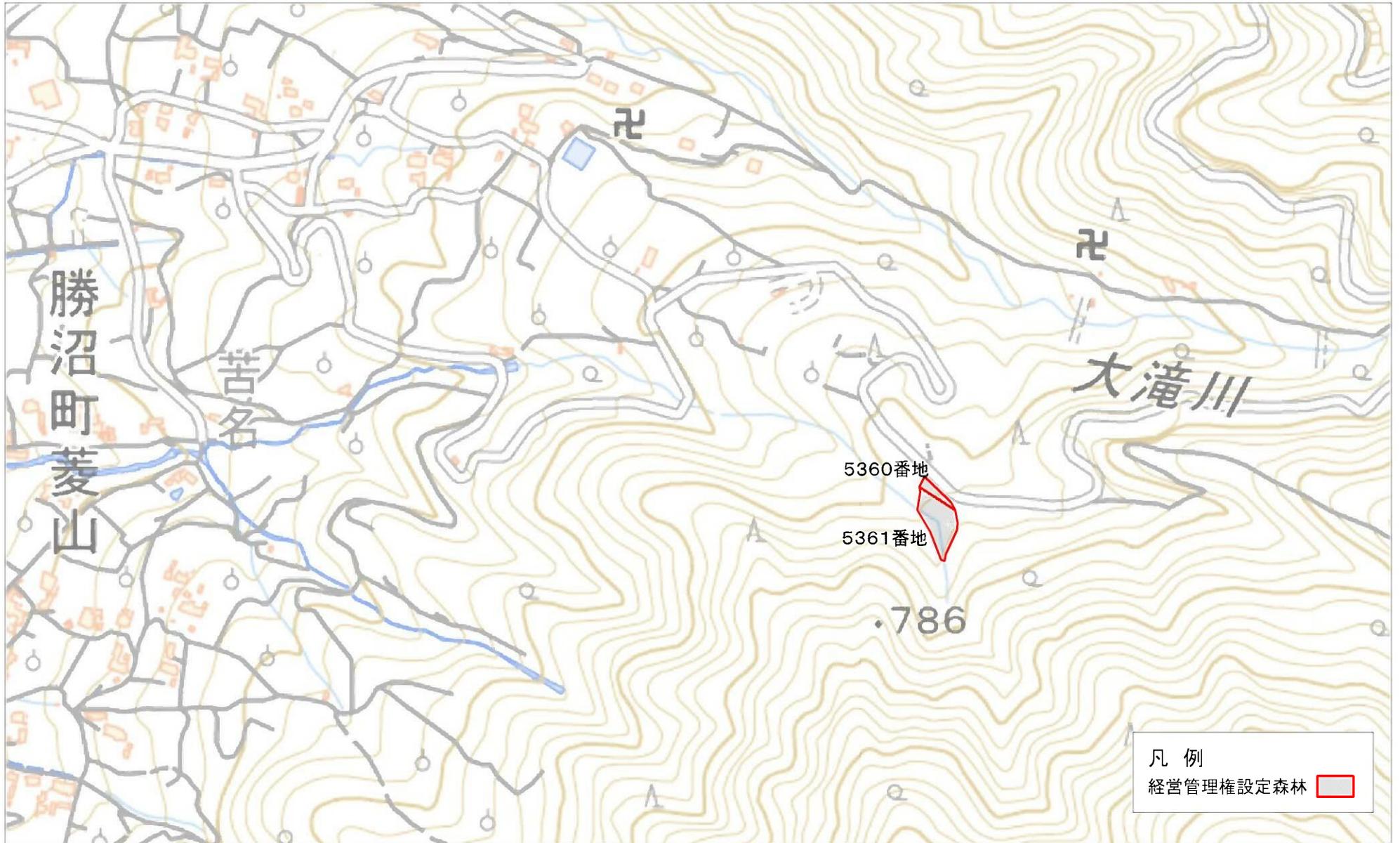
R4第14号 位置図



R4第15号 位置図



R4第16号 位置図



R4第17号 位置図



凡例
経営管理権設定森林 



R4第18号 位置図



R4第19号 位置図



R4第20号 位置図



R4第21号 位置図

